

第7節 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

地域における多様化した支援ニーズに的確に対応していくため、関係部局が相互に連携し、世代や分野を越えて積極的に支援体制の充実を図ることが求められている。県では市町の後方支援として、市町の実態や要望に応じ研修会等を企画・開催している。

当センターでは、地域づくり施策の一環として、高齢者、母子、障害のある者等への包括的支援体制の構築を推進するための研修会を開催した。

(関係法令：地域保健法 第6、8条)

令和5年度

月日・会場	内 容	参 加 者
令和5年10月4日（水） 13：30～16：00 南加賀保健福祉センター	令和5年度 地域共生社会の実現に向けた地域づくり研修会 ○情報提供（県内における事業の紹介） 「重層的支援体制整備事業について」 報告者 県厚生政策課地域福祉グループ職員 ○現状報告 「各市町の現状と課題について」 報告者 管内市町担当者 ○講演 演題「地域共生社会の実現に向けた地域づくりと今後の目指すもの」 講師 福井県坂井市健康福祉部 福祉総合相談課 斉藤 正晃 氏 ○グループワーク・意見交換	管内市町関係課 管内地域包括支援センター 管内市町社会福祉協議会 保健所職員 他 25名